

そ の 他

災害履歴一覧表

| 発生年 | 和 暦 | 災害種 | 内 容 |
|------|------|------|--|
| 1899 | 明治32 | 水害 | <p>8月、旧別子（別子山村）に山津波による大災害をもたらし、国領川にも大被害を与えた。当時の被害状況は、（泉川小学校資料による。原文のまま）「朝より雨天終日強雨后6時に至り次第に強雨東風交り次第に募り暴風雨となり7時に至り雷鳴加り北風より又西風となり益強し11時頃に至りおさまるために宇摩新居被害多く堤防切れ別子山崩し人家顛倒人家崩壊し人死千名に近し立川村も川水の為め人家流失人死60名余金子村字庄内城下人家30軒流失人死38名に及ぶ以上概要を記す。」とある。</p> <p>また、明治45年別子山村郷土史によると、立川の眼鏡橋は流出し、東平から立川にかけて各所で山崩れ、河岸の決壊、家屋の流失破損が発生。端出場に至る私鉄も不通となった。別子山村分での死者は、512名。多くの水死人も国領川水域から青砥尻にかけて散在した模様。</p> |
| 1946 | 昭和21 | 南海地震 | <p>12月21日、瀬戸内海沿岸では、地盤沈下現象が発生し、新居浜市では最大の55cmの沈下量をみた。この現象により多喜浜塩田では、満潮時に塩田面が吹き出したと報告あり。負傷者4名、全壊家屋3戸、半壊家屋173戸。その他日本化学工場濃硫酸500mにわたって流出（量的なものは不明）。</p> <p>1946年に発生した南海地震の地盤沈下はその後3,4年間継続し、昭和25年9月のキジャ台風で水田面の被害が顕著になった。沈下量は、黒島白石の基準汐洪標で38cm、場所によっては60cmと推測されている。</p> |
| 1972 | 昭和47 | 集中豪雨 | <p>9月8日台風10号の接近により、秋雨前線が活発化し、中・東予が集中豪雨にみまわれた。新居浜では特に大きな被害はなかったが、宇摩郡別子山村での崖崩れによって県道新居浜山城線が不通になる被害があった。</p> |
| 1974 | 昭和49 | 台風 | <p>9月8日～9日、台風18号。大雨により河川が増水し、床上浸水（4戸）、床下浸水（177戸）。予讃線横水踏切付近が浸水し、一時不通。阿島川で架設の向川橋が流失した。</p> |
| 1975 | 昭和50 | 台風 | <p>8月17日、台風5号。総雨量261mm。床上浸水（371戸）、床下浸水（2,737戸）。護岸、河川堤防侵食、橋梁流失、土砂崩れ等の被害があった。</p> |
| | | 台風 | <p>8月22日、台風6号。河川が増水による堤防の侵食、高潮による護岸の決壊等の被害があった。</p> |

| 発生年 | 和 暦 | 災害種 | 内 容 |
|------|------|------|---|
| 1976 | 昭和51 | 台風 | 9月9日～13日、台風17号。総雨量955mmという記録的豪雨により、市内全域に異常増水が起こり、それによるはん濫で家屋の浸水（床上1,090戸、床下3,956戸）が多く発生。西の土居地区で崖崩れが発生。住宅全半壊（15戸）負傷者（12名）。 |
| 1977 | 昭和52 | 台風 | 9月8日～10日、台風9号。山間部河川の一時的増水による被害が生じた。 |
| 1979 | 昭和54 | 台風 | 10月19日、台風20号。18日から19日未明にかけての340mmの集中豪雨と満潮が重なり、海岸付近の家屋浸水。（床上566戸、床下2,100戸）。落神川、小河川がはん濫により河川堤防に被害を受け、また山津波による被害もあった。 |
| 1980 | 昭和55 | 台風 | 9月11日、台風13号。総雨量は、平野部で213mm、山間部で406mmに達し、併せて突風のため市内各所において、農林業施設、文化施設、公共土木施設を中心に被害が発生し、一部低地では床下浸水（89戸）の被害を受けた。 |
| 1982 | 昭和57 | 台風 | 8月26日～27日、台風13号。雨量は市街地では91mm、山間部では、277mmに達し、文教施設、農林関係施設、その他農産物に被害があった。 |
| 1987 | 昭和62 | 台風 | 10月16日～17日、台風19号。10月15日の降り始めより17日未明にかけて、豪雨にみまわれ総雨量304mmに達し、家屋の浸水（床上56戸、床下1,142戸）が発生した。また、土砂崩れによって国道11号が一時不通となった。 |
| 1989 | 平成 1 | 台風 | 8月27日～28日、台風17号。総雨量288mmに達し、また1時間の降雨として51mmを記録した。これにより阿島で土砂崩れによりJR予讃線が不通となった。家屋の浸水（床上41戸、床下1,050戸）が発生した。 |
| | | 台風 | 9月22日、台風22号。総雨量は142mm（7時～21時）という大雨により、床下浸水（65戸）、公共土木施設等も被害を受けた。 |
| 1990 | 平成 2 | 集中豪雨 | 8月17日、集中豪雨。8月17日18時から18日1時まで133mm（最大時間雨量20時～21時、82mm）という集中豪雨によって、家屋が浸水（床上14戸、床下410戸）し、河川施設、農業施設等が被害を受けた。 |
| | | 台風 | 8月22日、台風14号。暴風域に入り、突風により農産物、農業施設、樹木、建物等へ被害があった。負傷者1名。また河川の増水により一部被害があった。 |

| 発生年 | 和 暦 | 災害種 | 内 容 |
|------|------|--------|--|
| 1990 | 平成 2 | 台風 | 9月17日～19日、台風19号。総雨量が409mmという豪雨をもたらし、河川はん濫、田畑浸水、家屋の浸水(床下66戸)が発生し、農業用地施設にも被害を受けた。 |
| 1991 | 平成 3 | 台風 | 9月27日、台風19号。暴風雨のため、公共の建物、文化施設等に被害が発生した。家屋の浸水(床下12戸)。 |
| 1992 | 平成 4 | 台風 | 8月8日～9日、台風10号。暴風雨のため、建物、農作物に被害があった。 |
| | | 台風 | 8月17日～19日、台風11号。大雨により文化施設へ被害を受けた。 |
| 1993 | 平成 5 | 台風 | 7月27日～28日、台風5号。総雨量は347mmで、家屋浸水(床下12戸)の被害があった。また、唐津山にて土砂崩れが発生した。 |
| | | 台風 | 8月9日～10日、台風7号。床下浸水(3戸)の被害があった。道路では、河又東平線、市道楠崎白浜線の通行止めの被害があった。 |
| | | 台風 | 9月3日～4日、台風13号。総雨量は211mmで家屋が浸水(床下20戸)の被害あり。一部で土砂崩れがあった。 |
| 1994 | 平成 6 | 台風 | 9月29日、台風26号。大雨、強風のため農林水産施設、土木施設等に被害を受けた。 |
| 1995 | 平成 7 | 梅雨前線豪雨 | 7月2日～7月6日、梅雨前線。総雨量235mmで農林水産施設の被害を受けた。 |
| 1996 | 平成 8 | 台風 | 8月14日～8月15日、台風12号。最大瞬間風速40.5mを記録。強風のためプレハブ小屋が倒壊し下敷となり男性1人が死亡、また、強風により農林水産業施設、学校施設等に被害にあった。 |
| 1997 | 平成 9 | 台風 | 6月28日、台風8号。大雨のため農林水産施設、一般都市施設の被害があった。 |
| | | 台風 | 7月25日～7月27日、台風9号。大雨のため農林水産施設、一般都市施設の被害があった。 |
| | | 台風 | 9月16日～9月17日、台風19号。大雨のため家屋の浸水(床上1棟、床下27棟)が発生し、農林水産施設、一般都市施設の被害があった。 |
| 1998 | 平成10 | 台風 | 10月17日～18日、台風10号。暴風雨のため、家屋の浸水(床下17戸)が発生し、道路、林道、農業用地施設等が被害を受けた。 |

| 発生年 | 和 暦 | 災害種 | 内 容 |
|------|------|-----|--|
| 1999 | 平成11 | 台風 | 9月15日、台風16号。同日午前0時から11時までに174mm 立川地区282mm（午前6時から7時までの1時間雨量67mm、 立川地区113.5mm）の集中豪雨のため、家屋が浸水し （床上40戸、床下234戸）、河川下水施設、道路、公 園、農林水産施設、文教施設等に被害が発生した。 |
| 2001 | 平成13 | 地震 | 3月24日、芸予地震。震度5弱を記録し、文教施設等に 一部被害がでたものの大きな被害はなかった。 |
| 2003 | 平成15 | 台風 | 8月8日～9日、台風10号。積算雨量別子山地区461mm、立 川地区201mm、市平野部82mmと山間部を中心とした暴風 雨及び海岸部の高潮により、家屋の浸水は無かったもの の農林水産関係施設及び港湾施設等に被害が発生した。 |
| 2004 | 平成16 | 台風 | 8月18日、台風15号及び前線。同日午前10時から12時ま での2時間で107mmの集中豪雨のため、土石流が発生し、か つてない被害を記録した。避難勧告714世帯、約2100 人。死者3名、重傷1名、住宅全半壊93戸、一部損壊48 戸、床上339戸、床下982戸 |
| | | | 8月30日、台風16号。断続的に激しい風雨に見舞われ農作 物等に被害が出た。避難勧告5522世帯、約11600人。重傷 1名、住宅一部損壊16戸、床上5戸、床下11戸。 |
| | | | 9月7日、台風18号。これまでの降雨と台風の強風によ り、施設等の被害が発生した。避難勧告1820世帯、約380 0人。死者1名、住宅半壊1戸、一部損壊47戸、床上2 戸、 床下1戸。 |
| | | | 9月29日、台風21号。集中豪雨により、西部地区で発生し た土石流等に伴う流木が河川をせき止め、洪水が発生し た。避難勧告2334世帯、約4900人。死者5名、軽症6名住 宅全半壊149戸、一部損壊240戸、床上950戸、床下1258 戸。 |
| | | | 10月20日、台風23号。これまでの降雨と台風の豪雨によ り、がけ崩れなどが発生した。避難勧告2863世帯、約622 0人。住宅全壊1戸、一部損壊3戸、床上14戸、床下43戸。 |
| 2005 | 平成17 | 台風 | 9月5日～7日、台風14号。積算雨量別子山地区880.5mm 立川地区538mm、市平野部421mmの暴風雨により、河川堤防 の決壊や増水のため、避難勧告811世帯、約1700人、軽傷2名 住宅一部損壊21戸、床上浸水3戸、床下浸水26戸、公共文 教施設、土木施設、農林水産施設に被害が発生した。 |

| 発生年 | 和 暦 | 災害種 | 内 容 |
|------|------|-----|--|
| 2006 | 平成18 | 台風 | 9月17日、台風13号。最大瞬間風速13.7mを記録。強風のため1店舗が倒壊した。 |
| 2011 | 平成23 | 台風 | 5月29日～30日、台風2号。積算雨量106.5mmのため避難勧告16世帯、約30人。床下浸水2戸、公共土木施設、農林水産業施設に被害が発生した。 |
| 2011 | 平成23 | 台風 | 9月2日～3日、台風12号。積算雨量577.0mmのため避難勧告233世帯、約500人。公共土木施設等に被害が発生した。 |
| 2013 | 平成25 | 台風 | 9月2日～4日、台風17号。土砂災害に係る対象地域のため、避難勧告227世帯、約480人、軽傷1名、床下浸水4戸、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 |
| 2014 | 平成26 | 台風 | 8月7日～10日、台風11号。土砂災害に係る対象地域のため、避難勧告229世帯、約480人、軽傷1名、土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 |
| 2016 | 平成28 | 暴風 | 4月16日～17日、軽傷1名。 |
| 2017 | 平成29 | 台風 | 9月17日～18日、台風18号。船木で時間雨量75.5mmを観測するなど、一宮町以外の全観測点で日雨量200mmから300mmを越える大雨が降り、道路冠水、下水路の逆流、王子川が越水するなど市内各地で豪雨による被害が発生。土砂災害に係る対象地域のため、土砂災害警戒危険箇所対象地区全域に避難勧告228世帯、約450人、床上浸水55戸、床下浸水72戸、公共土木施設、農林水産業施設に被害が発生した。 |

災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表

令和3年10月1日現在

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|------------------------|---|--|------------------|--|
| 避難所の設置（災害救助法第4条第1項） | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 | （基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。 |
| 応急仮設住宅の供与（災害救助法第4条第2項） | 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型応急住宅 1 規模 地域の实情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から20日以内に着工 | 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は最高2年以内 |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|--------------------------|---|---|---------------------|---|
| | | ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額 | 災害発生の日から速やかに借り上げ、提供 | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様 |
| 炊き出し その他による食品の給与 | 1 避難所に收容された者 2 災害により現に炊事できない者 | 1 人1日当たり 1,160円以内 | 災害発生の日から7日以内 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日) |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から7日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |
| 被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与 | 住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること |

| 区分 | | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上 1人増すごとに加算 |
|------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 全壊 全流 全失 | 夏 | 18,800 | 24,200 | 35,800 | 42,800 | 54,200 | 7,900 |
| | 冬 | 31,200 | 40,400 | 56,200 | 65,700 | 82,700 | 11,400 |
| 半壊 半焼 床上浸水 | 夏 | 6,100 | 8,300 | 12,400 | 15,100 | 19,000 | 2,600 |
| | 冬 | 10,000 | 13,000 | 18,400 | 21,900 | 27,600 | 3,600 |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|-------------|---|--|--|---|
| 医療 | 医療の途を失った者 (応急的処置) | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 |
| 助産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 |
| 被災者の救出 | 1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 |
| 被災した住宅の応急修理 | 1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ① ②以外の世帯(大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯) 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内 | 災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内) | |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|--------|---|--|--|--|
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による学用品の喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。 | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校生徒 5,200円 | 災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |
| 埋葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の搜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。 | (洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案:救護班以外は慣行料金の額以内 | 災害発生の日から10日以内 | 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | 市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|----------------------------|---|--|-----------------|---|
| 輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第1項） | 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第2項） | 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費 |
| 実費弁償 | 1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 | 1 1人1日当たり 医師、歯科医師 2 2,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 1 5,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 1 5,700円以内 救急救命士 1 3,700円以内 土木技術、建築技術者 1 5,300円以内 大工 2 1,200円以内 左官 2 1,800円以内 とび職 2 1,600円以内 2 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

被害状況及び活動状況の報告区分

(各部から庶務班長へ)

| 報告の区分 | | 報告の時期 | 留意事項 | 報告の様式 |
|------------------|------|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 速 報 | 被害情報 | 覚知後、直ちに報告 以後詳細が判明の都度報告 | ◎人的被害、住家被害及び幹線道路損壊を重点に報告 ◎現況を把握できた範囲で報告 ◎迅速性を第1に報告 | 災害発生報告 災害状況調査個表 |
| | 措置情報 | 応急措置実施後直ちに報告。 以後実施の都度報告 | ◎災害応急対策、措置状況（避難所、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療、保健衛生など） ◎対策要員の人身に係る事故 ◎その他必要と認める事項 | 災害状況調査個表 対策項目ごとに所定の様式 |
| | 要請情報 | 必要と認めるその都度即時 | ◎対策要員の補充、応援の要請 ◎応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊、防災関係機関、協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項 | 広報等依頼要請書 |
| 定 期 報 告 | 被害情報 | 被害状況が確定するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告 | ◎発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し報告 | 中間報告、最終報告 被害状況内訳表 災害状況調査個表 |
| | 措置情報 | 災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告 | ◎災害応急対策、措置状況（避難所、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療、保健衛生など） ◎対策要員の人身に係る事故 ◎その他必要と認める事項 | 災害状況調査個表 対策項目ごとに所定の様式 |
| | 要請情報 | 災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までにとりまとめて報告 | ◎対策要員の補充、応援の要請 ◎応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊、防災関係機関、協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項 | 広報等依頼要請書 |

愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱

愛媛県被災宅地危険度判定協議会

(目的)

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2) 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(3) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、愛媛県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき登録した者をいう。

(事前準備)

第3条 県は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町、関係団体等との調整を行うとともに、国土交通省、他の都道府県等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

2 市町は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。

3 県及び市町は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(被災宅地危険度判定の責任体制等)

第4条 この要綱による被災宅地危険度判定は、被災した市町が行うものとする。

2 宅地判定士の派遣を要請した市町は、当該宅地判定士が実施する被災宅地危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

3 宅地判定士の派遣を要請した市町及び県は、原則として、被災宅地危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町及び都道府県と十分協議するものとする。

(被災宅地危険度判定の実施)

第5条 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。

2 市町は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を県に要請することができる。その場合、県は、宅地判定士に協力を要請する等の措置を講じる。

(被災宅地危険度判定結果の表示等)

第6条 市町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の措置を講じる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第7条 県は、市町から第5条第2項の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、国土交通省、他の都道府県等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第9条 県は、他の都道府県から被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請された場合には、宅地判定士の派遣等の措置を講じる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県被災宅地危険度判定協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

被災者生活再建支援制度の概要

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

2 支援金の支給対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
 - ※（2）に該当する場合、調査班は、被災した住宅が確かに解体されていることを確認の上で、解体確認書を発行する。

3 支援金の支給額（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

（令和2年12月改正）

| 住宅の被害程度 | 基礎支援金 (住宅の被害程度) | 加算支援金 (住宅の再建方法) | | 計 |
|--|--------------------|--------------------|-------|-------|
| | | | | |
| (1)全壊 (損害割合50%以上) (2)解体 (3)長期避難 | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 |
| | | 補修 | 100万円 | 200万円 |
| | | 賃貸（公営住宅を除く） | 50万円 | 150万円 |
| (4)大規模半壊 (損害割合40%台) | 50万円 | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 |
| | | 補修 | 100万円 | 150万円 |
| | | 賃貸（公営住宅を除く） | 50万円 | 100万円 |
| (5)中規模半壊 (損害割合30%台) | — | 建設・購入 | 100万円 | 100万円 |
| | | 補修 | 50万円 | 50万円 |
| | | 賃貸（公営住宅を除く） | 25万円 | 25万円 |

※ 損害割合は、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

4 支援金の支給申請

- (申請時の添付書面) (1) 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
 (2) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (申請期間) (1) 基礎支援金：災害発生から13月以内
 (2) 加算支援金：災害発生から37月以内

重要業績指標（K P I）一覽

A. 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

(2) 防災・消防

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|--------------------|----------|----------|--------------|
| 消防水利施設充足率[設置数/基準数] | 100% | 100% | 警防課 |
| 消防団員充足率 | 90.8% | 100% | 消防総務課 |
| 災害時応援協定の締結数 | 95 件 | 107 件 | 危機管理課 |
| 防火対象物立入検査 | 78% | 100% | 消防署 |
| 消防職員充足率 | 81.7% | 98.2% | 消防総務課 |
| 出火率（人口1万人当たりの出火件数） | 2.44 | 2.0 | 予防課、消防署 |
| 実働救命士充足率 | 63.9% | 100% | 消防総務課 警防課 |
| マンホールトイレ設置箇所数 | 1 | 13 | 下水道建設課 |

B. 住宅／都市／土地利用

(1) 住 宅

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|----------------------|----------|----------|-------|
| 新居浜市木造住宅耐震診断技術者派遣事業 | 24 件 | 100 件 | 建築指導課 |
| 新居浜市木造住宅耐震改修工事費等補助事業 | 14 件 | 25 件 | 建築指導課 |
| 公営住宅等改修棟数 | 4 棟 | 30 棟 | 建築住宅課 |
| 公営住宅建設棟数 | 建設着手 | 2 棟 | 建築住宅課 |

(2) 都 市

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|--------|
| 基幹管路耐震化率 [耐震化済み延長/全延長] | 34.6% | 46.6% | 水道工務課 |
| 下水道事業計画区域内汚水処理人口普及率 | 84.4% | 99.9% | 下水道建設課 |
| 下水道事業計画区域内雨水整備率 | 16.6% | 18.1% | 下水道建設課 |
| 雨水ポンプ場耐震化箇所数 | 0 箇所 | 2 箇所 | 下水道建設課 |
| 汚水管点検調査延長 | 1.7 k m | 5.0 k m | 下水道建設課 |
| 汚水管健全率 | 97.6% | 100% | 下水道建設課 |
| 雨水ポンプ場設備が健全度2以下になることを抑止する割合 | 0% | 5% | 下水道建設課 |
| 人口一人当たりの公園面積 | 11.5 m ² /人 | 15.5 m ² /人 | 都市計画課 |

(3) 土地利用

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|--------|----------|----------|-------|
| 用途地域面積 | 2,527ha | 2,614ha | 都市計画課 |

C. 保健医療／福祉／教育

(1) 保健医療

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|------------------------------|----------|----------|--------|
| 小児でかかりつけ医がいる人の割合 (3歳児健診時) | 85.7% | 90% | 保健センター |

(2) 福祉

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|------------------------------------|----------|----------|------------|
| 地域包括支援センターによる地域ケア会議 (個別・圏域)開催回数 | 14回 | 30回 | 地域包括支援センター |
| 子どもの貧困対策計画策定 | 未策定 | 策定 | 子育て支援課 |

(3) 教育

D. 産業／農林水産／エネルギー

(1) 産業

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|-----------------------------------|----------|----------|-------|
| 事業継続力強化計画及び事業継続計画 (BCP)策定企業増加数 | 0件 | 10件 | 産業振興課 |

(2) 農林水産

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|---------------------|----------|----------|-------|
| 耐震対策済ため池数(※県営事業を含む) | 0池 | 4池 | 農地整備課 |

(3) エネルギー

E. 情報通信／交通・物流

(1) 情報通信

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|------------------------|----------|----------|-------|
| SNS(メルマガ、フェイスブック等)登録者数 | 11,698人 | 16,000人 | 秘書広報課 |

(2) 交通・物流

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|-------------------|----------|----------|--------|
| 緊急輸送路下施設耐震化延長 | — | 15.4km | 下水道建設課 |
| 橋梁補修着手数 | 13橋 | 50橋 | 道路課 |
| 上部東西線改良事業(街路)進捗率 | 7% | (R6)100% | 道路課 |
| 上部東西線改良事業(地方道)進捗率 | 5% | (R6)100% | 道路課 |
| 宇高西筋線改良事業進捗率 | 20% | (R4)100% | 道路課 |

| | | | |
|--------------|-----|----------|-----|
| 本郷西筋線改良事業進捗率 | 9% | (R3)100% | 道路課 |
| 大島支線改良事業進捗率 | 55% | (R5)100% | 道路課 |
| 橋梁改良着手数 | 2 橋 | 5 橋 | 港湾課 |

F. 国土保全／環境

(1) 国土保全

(2) 環 境

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|------------------|----------|----------|-------|
| 下水道を除く合併処理浄化槽設置率 | 40% | 58% | 環境保全課 |

G. 地域防災／地域防犯／地域福祉／地域活動

(1) 地域防災

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|---|----------------|-----------------|-------|
| 自主防災組織結成率 [自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数／市内の全世帯数] | 56% | 65% | 危機管理課 |
| 防災士の資格取得者数 うち女性の数 () | 579 名 (121) | 1179 名 (258) | 危機管理課 |

(2) 地域防犯

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|--------|----------|----------|-------|
| 犯罪発生件数 | 573 件 | 515 件 | 危機管理課 |

(3) 地域福祉

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|---------------------|----------|----------|----------------|
| 協議体による会議等の開催 | 5 回 | 72 回 | 地域包括支援センター |
| 避難行動要支援者 [登録者数 (人)] | 2,061 人 | 2,500 人 | 地域福祉課 危機管理課 |

(4) 地域活動

| 成果指標 | 現状値 [R1] | 目標値 [R7] | 担当課 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 中間支援組織登録数 | 973 団体 | 1,023 団体 | 地域コミュニティ課 |
| 外国人交流事業数 | 10 事業 | 17 事業 | 地域コミュニティ課 |

避難指示で必ず避難！！

新居浜市から発令される避難情報

| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 行動を促す情報 | |
|----------------------------|------------------|-------------------|-----------------|---------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保 ※1 | 新居浜市が発令 |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ | | | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 (注) | |
| 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 ※2 | 高齢者等避難 | 気象庁が発表 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水・高潮 注意報 | |
| 1 | 今後気象状況 悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

インターネットホームページ等アドレス及びQRコード

①新居浜市公式ホームページ

アドレス：<https://www.city.niihama.lg.jp/>



市ホームページ

②新居浜市メールマガジン

アドレス：<https://www.city.niihama.lg.jp/mailmaga/>



メールマガジン（スマートフォン用）

③新居浜市公式ツイッター

アドレス：https://twitter.com/niihama_city



ツイッター

④新居浜市公式フェイスブック

アドレス：<https://www.facebook.com/niihama.akagane>



フェイスブック

⑤新居浜市公式ライン

【ID】@niihama_city



ライン

⑥ハローニュー新居浜FM78.0

アドレス：<https://www.hello78.jp/hello78.jp>



ハローニュー新居浜FM78.0